

新居浜市週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市が発注する工事において、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における週休2日を確保することにより就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保していくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

現場工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から現場工事終了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業終了日）までの期間をいう。

なお、年末年始の6日間、夏季休暇の3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など、対象として取り扱うことが適当でない期間は含まないものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、新居浜市が発注する土木工事を対象とし、受注者の希望により週休2日の確保に取り組む工事とする。

ただし、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除くものとする。

2 発注者は、前項により週休2日確保工事の対象とした工事は、別に定める「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書」を設計図書に添付し、対象工事であることを明示するものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者(以下「受注者」という。)は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができるものとする。

3 現場閉所日は、元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行わないこととする。

ただし、次に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 第2条第4号に規定する現場管理上必要な作業

(2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業

(3) 発注者の指示による作業

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 受注者は、週休2日の確保に取り組むか否かを、現場工事着手日までに協議書により発注者と協議しなければならない。

その際、発注者及び受注者は、第3条第1項のただし書きに該当しないことを、相互に確認するものとする。

2 受注者は、週休2日確保工事に取り組む場合、請負契約書第3条に規定した工程表は週休2日を反映したものとする。

3 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日確保工事である旨を明示し、周知するものとする。

4 受注者は、第4条第2項に規定する現場閉所日の振り替えを行う場合は、協議書にその

理由と振り替えを行う日を記載し、発注者と協議しなければならない。

5 受注者は、工事途中において週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、協議書にその理由を記載し、発注者と協議しなければならない。

6 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日確保工事について、あらかじめ現場閉所率を確認し、必要な費用を工事請負契約の変更により計上するものとする。

なお、受注者は、現場閉所率が確認できる資料を整備し、発注者から請求があった場合には速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の積算方法)

第6条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、次のとおり現場閉所率に応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

【港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む）以外の土木工事】

(1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）

労務費 1.05

機械経費（賃料） 1.04

共通仮設費率 1.04

現場管理費率 1.06

(2) 4週7休以上 4週8休未満（現場閉所率 25.0%以上、28.5%未満）

労務費 1.03

機械経費（賃料） 1.03

共通仮設費率 1.03

現場管理費率 1.04

(3) 4週6休以上 4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上、25.0%未満）

労務費 1.01

機械経費（賃料） 1.01

共通仮設費率 1.02

現場管理費率 1.03

(4) 4週6休未満（現場閉所率 21.4%未満）

補正しない

(5) 市場単価の補正については、別記1「市場単価の補正について」のとおりとする。

(6) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む）】

(1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%以上）

・港湾請負工事積算基準により積算した工種

労務費 1.05

機械経費（賃料） 1.04

共通仮設費率 1.02

現場管理費率 1.03

・土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費 1.05

機械経費（賃料） 1.04

共通仮設費率 1.04

現場管理費率 1.06

(2) 4週8休未満（現場閉所率 28.5%未満）

補正しない

(3) 市場単価の補正については、別記2「港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）における市場単価の補正について」のとおりとする。

(工事成績評定)

第7条 4週8休以上を達成した工事は、工事成績評定において加点点評価するものとするが、4週8休に満たなかった場合であっても、減点点評価は行わないものとする。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できるよう工期を延期する。

(2) 施工箇所が点在する工事は、全体を週休2日の対象工事とする。

(3) 現場閉所率は、小数第2位を四捨五入し少数第1位までとする。

(入札公告)

第9条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別記1)

市場単価の補正について

市場単価は、「愛媛県土木工事標準積算基準書 第VI編 第2章市場単価」に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価×週休2日の補正係数) ×加算率・補正係数

名 称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防市止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

(別記2)

港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）における市場単価の補正について

市場単価は、「愛媛県港湾請負工事積算基準 第4章市場単価」に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

労務費補正後市場単価 = 標準市場単価（施工規模等補正後）× 補正係数

工種	市場単価 補正係数
底面工	1.04
マット工（アスファルトマット設置）	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工（吊鉄筋・吊バー）	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付工	1.05
防舷材取付工	1.05
車止・縁金物取付工	1.05

工種	市場単価 補正係数
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
電気防食工	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物塗装）	1.04
ペトロラタム被覆工	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05